

京都橋大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

京都橋大学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(2007年2月15日制定、2021年2月1日改正)に基づき、本学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を以下のとおり定める。

1. 機関内の責任体系の明確化

公的研究費の運営・管理を適切に行うため、機関内の運営・管理に関わる責任体制を明確に定め、これを公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施

公的研究費の受領・使用にあたっての責務・心構え、公的研究費の使用ルール、事務手続き、不正使用防止の取り組み等について、コンプライアンス教育や啓発活動を通じて学内に周知し、責任ある行動を促す。

(2) ルールの明確化・統一化

公的研究費の適正な運用のため、規程等を制定し、公的研究費の不正使用防止に対するルールづくりを行う。

(3) 職務権限の明確化

公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任を定め、理解の共有をはかる。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の制定

公的研究費の不正使用に係る調査ならびに懲戒について規程を定め、明確化かつ透明化をはかる。また、公的研究費の不正使用に関する学内外からの通報の窓口を設置する。

3. 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正使用を発生させる要因を把握し、不正使用防止計画を策定・実施・公開する。

不正使用が判明した場合は、当該者に厳正な処分を行うとともに、不正使用を行った要因を把握し、再発防止へ向けた対策を講じるための具体的行動を明確にする。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正使用防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。公的研究費の執行にあたっては、毎年度発行する公的研究費の執行に関する学内のルールに則り行う。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費にかかる学内外からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。また、公的研究費の不正使用防止に関する本学の取り組みについて、学内外に公表する。

6. モニタリングの在り方

公的研究費の適正な管理・執行のため、不正使用防止計画推進部署において証憑点検等を行い、内部監査室で内部監査を毎年度実施する。

以上